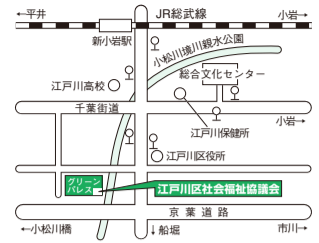


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 116 号
発行 / 社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島 1-38-1
グリーンパレス 1 階
電話 (5662) 5557



「判断力が十分でない方を支える」

安心生活センター ～事業のご案内～



安心生活サポート事業

こんなことで困っていませんか？

- 福祉サービスの利用方法がわからない…
- 日常のお金の出し入れに自信がない…
- 通帳がどこだったかしら… 物忘れが多くなってきた…



安心生活センターまでご相談ください！



福祉サービスを利用するのは、手続きや料金の支払いなど難しいことも多いですね。

こんな時に生活サポーターが手続きや支払いなどお困りのことを自分でできるようにお手伝いします。

物忘れが多くて色々な手続きが難しくなってきた方、知的障がいなどで同じようにお困りの方は、ぜひご相談ください。このサポート事業は、ご本人と社会福祉協議会との契約で利用する有料サービスとなります。

【相談はこちらへ】

電話 (3653) 6275

月曜～金曜の9時～17時

※窓口での相談は、予約をお願いします。

知っていますか？

成年後見制度利用相談事業

たとえば……

- 銀行で勤められたがどんな制度か知りたい…
- 認知症の親が悪質業者にだまされないようにしたいが…
- 親亡き後、知的障がいを持つ子どものことが心配…

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選び本人を法的に支援する制度です。

家庭裁判所に選ばれた成年後見人などが、ご本人の福祉や生活などに配慮をしながら本人の権利や財産を守ります。相談員がお話しを伺い、制度を利用するための支援をします。お気軽にご相談ください。

あなたの会費が地域の福祉を支えます

賛助会員募集

「賛助会員」とは、社協の地域福祉事業を財政的に支え、地域福祉に参加してくださる方々のことです。個人でも法人、事業所、団体でもご入会いただけます。会員募集は年間を通して行っていますが、6月～9月は会員増強期間として、地域の民生・児童委員さんに賛助会員の勧誘をお願いし、特に力を入れております。会費は地域福祉事業の大きな支えとなり、熟年者の方、障がい者の方などの事業に使われております。

会費の納入方法

- ①社協窓口への直接納入
- ②郵便振替での納入
※振替口座
00110-6-65409
社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
(お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)
- ③民生・児童委員を通じて納入
(お電話いただければお近くの方を紹介します)

会員区分と年会費

- ★賛助会員 1口 500円～
- ★特別賛助会員 1口10,000円～
- ※個人、会社を問わず、どなたでも会員になれます。
会員には門標をお渡しします。

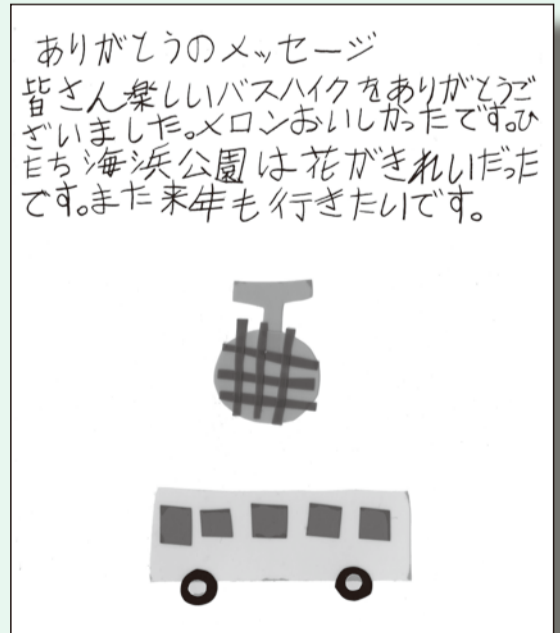
(問合せ・申込はこちらまで)

江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1F
江戸川区社会福祉協議会
電話 (5662) 5557 FAX (3654) 2940

心身障がい児(者)親子バスハイク参加者からの

ありがとうメッセージ

寄附金を頂いた方へ、たくさんの「ありがとう」が寄せられています。その中の1枚を紹介します。



H22.5月22日(土)に開催された「メロン狩り&ひたち海浜公園バスハイク」に参加されたエルム福祉作業所の松浦萌さん(16)から寄せられたメッセージです。

地域の中で誰もが普通に暮らせる社会を目指して!



平成22年度 事業計画・予算

予算総額 556,302千円 (特別会計含む)

(平成22年度事業計画・予算は平成22年3月30日開催の評議員会で議決されました)

江戸川区社協のおもな事業

就職チャレンジ委託訓練

一定所得以下の生計中心者を対象に職業訓練(3ヶ月)を行い、就職を支援。訓練受講中は受講奨励金(月額約15万円)を支給。授業料・教科書代等無料。個別要件あり。

【科目】IT・一般事務・介護サービス等

【問合せ】生活安定応援窓口 5662-7638(平日9~17時)

チャレンジ支援 貸付金 (塾代、受験料)

一定所得以下の世帯の子どもを支援するため、学習塾等の受講料などを無利子で貸付しています。償還免除要件あり。連帯保証人必要。

【貸付限度額】学習塾：中3 20万円、高3等 20万円

受験料：中3 5万400円、高3等 10万5千円

※それぞれの事業ごとに個別の要件があります。詳しくは窓口までお問合せください。(電話予約の上、窓口へお越し下さい)

【問合せ】生活安定応援窓口 5662-7638(平日9~17時)

ひとり暮らし熟年者実態調査 及び激励品の贈呈

地域の民生・児童委員さんと連携を図り、区内で70歳以上のひとり暮らしをしている熟年者の調査を実施し、地域全体で見守りを行い、激励品を贈っています。

愛の杖の贈呈

60歳以上の区民の方で足腰が弱った方に、心温まる寄附金を財源に歩行補助用の敬老杖を差し上げています。

杖は区内15ヶ所で贈呈しています。

【社会福祉協議会、くつろぎの家、区内8ヶ所の健康サポートセンター、5ヶ所の地域包括支援センター(泰山、江戸川区医師会、第一ウエル、第二ウエル、葛西さわやか相談室)】



生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯・障がい者、要介護者のいる世帯・高齢者世帯などの経済的な自立と生活の安定を目的に資金の貸付を行います。※「緊急小口資金」「総合支援資金」「不動産担保型生活資金」の貸付相談も行っています。

心身障がい児(者)親子激励バスハイク

心身障がい児(者)親子を対象にした、日帰りバスハイクを実施します。

ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が通院や社会参加等で外出するときに軽自動車のハンディキャブを貸出しています。



車は写真のスズキワゴンR(3人乗り)とダイハツムーブ(4人乗り)の2台を保有しています。

車椅子の貸出 (無料)

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必要なとき無料で貸出しを行っています。年齢は問いません。退院後の療養や通院の往復、散歩や買物、骨折やけがでの一時利用や、田舎から高齢の親が出てくる時、なども利用可能です。

※貸出期間は1日~30日程度。



地域福祉活動団体への助成

心身障がい者自立のために自助努力している民間の福祉作業所など、また、児童・女性・熟年者のために活動している団体に助成金を交付し、活動支援を行っています。

歳末たすけあい運動

町会・自治会等関係団体及び区民の皆様方の善意を得て「たすけあい運動」を実施し、障がい者や福祉作業所などを支援しています。

区からの委託事業

- ◆くすのきカルチャーセンター事業運営
- ◆くつろぎの家事業運営

安心生活センター

※1面をご覧ください。